## 令和6年度 日吉台学区要望書及び回答書

番号	新· 継	要 望 内 容 及 び 要 旨	担当課	О	答	要旨	Í	図 面写 真
1	新	学区3丁目西地区の民家で、ネコを多頭飼育している世帯があり、対応に頭を痛めている。令和4年2月ごろ、ネコの糞や排泄物などネコ関連の大量のゴミが出されるようになり、地元3丁目西自治会で調べたところ、最近住民になった世帯が家屋内でのネコを飼育、ネコ関連のゴミが多数出されていることが分かった。ネコを飼っている家庭に自治会が問い合わせたところ、当時30頭ほど飼育していると話していたという。地元自治会では、ネコの飼い主と周辺の住環境とも対応するよう要望したが、当時市は対応する条例がお育問題は、そのまま有効な対策の手が打たれないまま年月ばかりが経過、「最近ではネコの飼育数も大幅に増えている」という(地元の話)  滋賀県では、平成21年4月に「滋賀県動物の保護および管理に関する条例」が施行されている。同条例第6条の2では、大およびネコの多頭飼養者に県知事に対し届出が義務づけられている。多頭飼育の定義は10頭以上で、第19条では、居出をしない者、虚偽の届出をしたものは1万円以下の過料に処するともある。 また、同条例6条の4では、知事は、多頭飼育者に対し、「必要な助言または指導を行うことができる」とあり、同14条では「立ち入り調査もできる」と規定する。多頭飼育から良好な日吉台学区の住環境を守るため県条例に基づき厳正なる対処を求めたい。	健所 動物愛護セン					

※「継続」要望の場合は、昨年度の回答内容を踏まえて要望書を作成してください。

※道路、市街灯、カーブミラー、公園等の<u>修繕及び維持管理にかかる内容については、「修繕等依頼書」</u>にて各担当部署へ直接依頼してください。

日吉台学区自治連合会

担当者連絡先:090-3035-7212( 野々口 )

## 令和6年度 日吉台学区要望書及び回答書

番号	新· 継	要 望 内 容 及 び 要 旨	担当課	П	答	要	百	図 面写 真
2	新	公民館使用許可申請書・使用料減免申請書の改善 自治連合会の様な地域活動に無償で公民館を使用する際には、使用許可申請書と使用料減免申請書の提出が求められるが、これらはいずれも貸室申請時に現地で紙の書類を提出する必要があり、事前に貸室を確保したければその目的のためだけに一度現地に出向く必要がある。この手続きの煩雑さは地域活動を妨げる一つの障害になっている。さらに両文書は記載事項の多く(申請者名、使用目的、使用日時、使用室名、使用人数)が重複しており、使用目時、使用章者名場合にはほぼ同じ内容を2回も繰り返し手書きする必要がある。よって以下の改善をお願いしたい。  ①オンライン申請が出来る環境を早急に整備する。 ②次善の策として、公民館使用許可申請書と使用料減免申請書をダウンロード可能な書式とし、電話予約とメールでの書類提出を可能とする。 ③加えて公民館使用許可申請書を3枚複写紙とし、3枚目を減免申請書として使用可能なものにする。	教育委員会生涯学習課					

<sup>※「</sup>継続」要望の場合は、昨年度の回答内容を踏まえて要望書を作成してください。

※道路、市街灯、カーブミラー、公園等の<u>修繕及び維持管理にかかる内容については、「修繕等依頼書」</u>にて各担当部署へ直接依頼してください。

日吉台学区自治連合会

担当者連絡先:090-4645-1410( 西 )